

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 活動の推進に関する基本的考え方

本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の共同による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた活動を推進することとしている。

このような中、平成 26 年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行い、農地周りの農業用排水路等の老朽化への対応や集落機能の維持向上による多面的機能の維持・発揮の観点から、地域主体の保全管理の活動の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための活動に対し多面的機能支払により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 国が定める活動指針及び活動要件を基礎とする。

なお、本県では集落の合意の下に活動し、安全な活動に努めることとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

ア 個人施設の改修・整備等、直接的な受益(効果)が個別の農家に限られるものへの助成

イ 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費(人件費を含む)への助成

ウ 対象活動に直接関係のない経費(人件費を含む)

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、取り組むテーマを 1 以上定め毎年実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

ただし、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に定める地域計画において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6. 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	鳥獣害防護柵の適正管理 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈り、簡易補修、害虫駆除等による適正な管理を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加

活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6. 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	<u>農用地進入路の適正管理</u> <u>農道と農地を継ぐ進入路の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6. 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	<u>牧柵等の適正管理</u> <u>牧柵等の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動項目	9. 水路附帯施設の保守管理
活動内容	<u>安全施設の適正管理</u> <u>転落事故等を防止するために設置している安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	1 2. 路面の維持
活動内容	<u>安全施設の適正管理</u> <u>活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。</u> <u>農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	1 5. ため池附帯施設の保守管理
活動内容	<u>安全施設の適正管理</u> <u>農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地、水路、農道
活動項目	100 除排雪（農用地） 100 除排雪（水路） 100 除排雪（農道）
活動内容	・施設の適正な維持管理のため、施設や施設を管理するための通路の除排雪を行うこと。
活動要件	－

（注）区分には、「活動項目の追加」又は「活動内容の追加」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

イ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

特になし

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

本県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

本県の農地維持支払交付金については、農業者等による組織が取り組む水路や農道等の地域資源の基礎的保全活動や適切な保全管理のための推進活動等を支援するものとし、下表②のとおりとする。

なお、事業計画期間中に地目変更する場合は、当該期間中に限り、農地維持の交付単価は従前の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	3, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
	畑	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
	草地	2 5 0 円	1 2 5 円

（３） 交付金の算定の対象とする農用地

農振農用地区域内の農用地、及び多面的機能の発揮の観点から農振農用地区域内の農用地と一体的な維持が必要なその他の農用地。

（４） その他必要な事項

特になし

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１） 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1－2 国が定める活動指針及び活動要件を基礎とする。

なお、本県では集落の合意の下に活動し、安全な活動に努めることとする。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- ア 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- イ 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- ウ 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア 施設の軽微な補修

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを 1 以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を 1 以上実施する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

任意の取り組みとし、地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア 施設の軽微な補修

区 分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定
対象施設等	農用地
活動項目	24. 農用地の機能診断
活動内容	<u>施設の機能診断</u> ・活動計画書に位置づけたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>農用地進入路</u> 等の状況確認を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30. 農用地の軽微な補修等①畦畔・農用地法面等
活動内容	<u>農用地法面の初期補修</u> 降雨等による影響等で農用地法面等に侵食や湧水が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30. 農用地の軽微な補修等②施設
活動内容	<u>鳥獣害防護柵の補修・設置</u> 遊休農地再発防止を目的とした、 <u>鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30. 農用地の軽微な補修等②施設
活動内容	<u>農用地進入路の補修・再構築</u> <u>農道と農地を継ぐ進入路の補修・修繕を行うこと。また、使用する農業用機械等に応じて農用地進入路を再構築すること。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30. 農用地の軽微な補修等②施設
活動内容	<u>牧柵等の補修・設置</u> <u>牧柵等の補修を行うこと。又は新たに牧柵等を設置すること。</u>
活動要件	－
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	30. 農用地の軽微な補修等②施設

活動内容	<u>固定式散水施設の補修</u> 老朽化等により散水機能に支障が生じている固定式散水施設の補修を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	3 1. 水路の軽微な補修等①水路
活動内容	<u>パイプラインの破損施設の補修</u> パイプラインの破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	3 1. 水路の軽微な補修等②附帯施設
活動内容	<u>安全施設の補修・設置</u> 転落事故等を防止するために設置している安全施設の破損・老朽箇所の補修を行うこと。また、必要に応じて、蓋・柵・警告板等を設置し地域の安全を確保すること。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	3 2. 農道の軽微な補修等②附帯施設
活動内容	<u>安全施設の補修・設置</u> 農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設について劣化等による障害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。また、必要に応じて、安全施設を設置し地域の安全を確保すること。なお、ガードレールの新設は対象外とする。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	3 3. ため池の軽微な補修等②附帯施設
活動内容	<u>安全施設の補修・設置</u> 農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設について劣化等による障害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。また、必要に応じて、安全施設を設置し地域の安全を確保すること。なお、ガードレールの新設は対象外とする。
活動要件	—
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	3 0. 農用地の軽微な補修等①畦畔・農用地法面等
活動内容	<u>鳥獣害防護用のわなの補修・設置</u> 鳥獣害防止のためのわなの補修や設置等を行うこと。 ただし、わなの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため注意すること。 なお、鳥獣に関する他事業等と重複しないこと。
活動要件	—

(注) 区分には、「活動内容の追加」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」については、追加箇所の下線を記載する。

イ 農村環境保全活動

区 分		活動内容の追加
活動区分		実践活動
テーマ		景観形成・生活環境保全
活動項目		4 5. 植栽等の景観形成活動
活動内容		<u>景観形成のための施設への植栽等</u> 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）、農村公園、親水広場、伝統的農業施設、農産物加工施設等を活用して農村景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
活動要件		—
区 分		活動内容の追加
活動区分		実践活動
テーマ		水質保全
活動項目		4 4. その他（水質保全）
活動内容		<u>水田からの排水（濁水）管理</u> 水田からの濁水流出防止を図るために濁水をほ場内に滞留させ浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、用水の節水管理など適切な維持管理を行うこと。
活動要件		<u>この取り組みは毎年度、排水（濁水）管理の取組を実施し、事業実施期間最終年度、または再認定を受ける場合は実施から5年後の遅い時期に資源向上活動（共同）の交付農用地の面積（田）の1/2以上で実施すること。</u>
区 分		活動内容の追加
活動区分		実践活動
テーマ		水田貯留機能増進・地下水かん養
活動項目		4 8. 水田の貯留機能向上活動
活動内容		・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ、 <u>補修や補強等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。</u>
活動要件		—

(注) 区分には、「活動内容の追加」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」については、追加箇所の下線を記載する。

ウ 多面的機能の増進を図る活動

区 分		活動内容の追加
活動区分		多面的機能の増進を図る活動
活動項目		5 5. 防災・減災力の強化
活動内容		水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 <u>なお、危険ため池を共同活動の対象施設に位置付けている場合は、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を積極的に行うこと。</u>
活動要件		—
区 分		活動内容の追加

活動区分	多面的機能の増進を図る活動
活動項目	5 6. 農村環境保全活動の幅広い展開
活動内容	高度な保全活動 農地の保全 ため池利用による洪水調整 <u>下流域の農用地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図るために、 ため池又は沈砂池において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、堤体等 の安定性が損なわれないよう浚渫を行うこと。</u>
活動要件	－

(注) 区分には、「活動内容の追加」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」については、追加箇所の下線を記載する。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

本県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画の策定について

市町村長は、対象組織が（２）③ウの活動を実施する場合には、県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定する。なお、流域治水プロジェクトの計画に位置付けた場合は策定を不要とする。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

本県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、下表②のとおりとする。ただし、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金の共同活動及び多面的機能支払交付金の資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）を５年間以上実施した農地）又は実施期間が５年未満であっても、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に取り組む地域については、基本単価の７．５割とする。

なお、地域活動のうち（（１）の③の）ウの多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地域においては、さらに５／６の単価とする。

また、平成２９年度以降に、新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む地域は、従来の増進活動を１つ以上実施するとともに、広報活動・農村関係人口の拡大を実施するものとする。ただし、対象農用地が、地域振興立法３法（過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域）に指定されている地域又は農林統計に用いる農業地域類型区分の中間農業地域、山間農業地域に含まれる場合は、除くものとする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適 用	地 目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の１０アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価 （共同活動を実施して５カ年経過していない対象農用地）	田	２，４００円	１，２００円
	畑	１，４４０円	７２０円
	草地	２４０円	１２０円
継続地区の 交付単価 （共同活動を５年間以上実施した農用地）	田	１，８００円	９００円
	畑	１，０８０円	５４０円
	草地	１８０円	９０円

及び資源向上 活動（長寿命 化）の対象農 用地)			
-----------------------------------	--	--	--

③ 加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の欄に定めるとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円

イ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の欄に定めるとおりとする。

- (a) 農業者以外のものが構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円

ウ 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の欄に定めるとおりとする。

- (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口

に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

- (b) 広域活動組織にあつては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	400円	200円

エ 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の欄に定めるとおりとする。

- (a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組
- (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

区 分	環境負荷低減の取組の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
長期中干し	800円	400円
冬期湛水	4,000円	2,000円
夏期湛水	8,000円	4,000円
中干し延期	3,000円	1,500円
江の設置等 (作溝実施)	4,000円	2,000円
江の設置等 (作溝未実施)	3,000円	1,500円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農振農用地区域内の農用地、及び多面的機能の発揮の観点から農振農用地区域内の農用地と一体的な維持が必要なその他の農用地、または特定事業実施者が３の（２）の③のエの活動を実施する農用地。

- （４） その他必要な事項
特になし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

（１） 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を活動の対象とし、かつ安全な活動に努めることとする。

本県では、集落の合意の下に農地に係る施設である給水（取水）、排水、暗渠排水等の補修又は更新等を活動の対象とする。なお、農地に係る活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動が図られたことを原則に、交付金の範囲内で活動の対象と出来ることとする。

また、本県では流域治水対策（田んぼダムやため池の事前放流）に取り組む農地及びため池を防災施設として位置付ける。

ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- ア 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成
- イ 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成
- ウ 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

② 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	活動項目	活動内容
取組内容の追加	集落が管理する施設	水路（開水路）（パイプライン）	更新等	水路の更新（ <u>一路線全体</u> ）	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が <u>路線全体を通じて生じている場合</u> 、水路の <u>路線全体の更新</u> による対策を行うこと。
				水路の更新（ <u>パイプライン化</u> ）	老朽化や不同沈下等により <u>通水機能に支障が生じている場合</u> 、 <u>支障が生じている水路をパイプラインに更新する。</u>
				水路の更新（ <u>コルゲート水路等の布設</u> ）	老朽化や不同沈下等により <u>通水機能に支障が生じている場合</u> 、 <u>支障が生じている水路をコルゲート等の布設により更新する。</u>
				水路の更新（ <u>安全施設の設置</u> ）	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに <u>転落防止柵や水路蓋等の安全施設を設置すること</u> による対策を行うこと。
			補修	集水柵、分水柵の補修	集水柵、分水柵、水路に付帯する水田への <u>取水施設</u> の破損箇所や老朽化した箇所の <u>補修や部分的更新等</u> の対策を行うこと。
				ゲート、ポンプ、 <u>樋門</u> の補修	ゲート、ポンプ、 <u>樋門</u> 等の <u>取水施設</u> の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			更新等	ゲート、ポンプ、 <u>樋門</u> の更	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプ、 <u>樋門</u> 等の <u>取水施設の更新</u>

				新	等の対策を行うこと。
		農道	補修	農道路肩、農道法面の補修	路面の凸凹、轍、ひび割れや部分的な欠損、ブロック積み、石積み等の通行機能を確保するための擁壁の損傷等、農道が損傷している場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
			更新等	未舗装道路を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）	未舗装道路において、路面の窪み、水たまり、ぬかるみ等により農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。
			補修	農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化により通水機能の低下が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
			更新等	側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付ける恐れがある場合、当該箇所に新たな鋼製・コンクリート製の蓋を設置することにより対策を行うこと。
		ため池	補修	洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。また、洗掘防止のためのブロック、シート等についても、機能保全のための補修を行うこと。 張ブロック。護岸ブロック、シート等によるため池法面の侵食防止施設について、機能低下に対応した補修を行うこと。
項目の追加	集落が管理する施設	水路（開水路）（パイプライン）	補修	空気弁・制水弁の補修	パイプラインにおける老朽化した空気弁や制水弁の機能回復のための補修等の対策を行うこと。
				水路蓋の補修	鋼製・コンクリート製の水路蓋が老朽化することで通水機能や、維持管理に支障が生じている場合、適切な補修工法による補修対策を行うこと。
			更新等	空気弁・制水弁の更新	パイプラインにおける老朽化した空気弁や制水弁の更新を行うこと。
				水路蓋の更新	水路の通水機能や、維持管理に支障が生じている場合、鋼製・コンクリート製の水路蓋を設置するなど適切な工法による対策を行うこと。
	農地に係る施設	排水施設	補修	暗渠排水施設の補修	排水機能が低下している暗渠排水施設の機能回復のための補修を行うこと。
		給水施設		給水施設の補修	給水機能が低下している給水施設及び取水口等の機能回復のための補修を行うこと。

					と。
		進入路施設		進入施設の補修	進入機能が低下している進入路等の機能回復のための補修を行うこと。
		鳥獣害対策施設		鳥獣害対策施設の補修	カラス、イノシシ、サル、シカ、タヌキ等によって発生する農作物被害の未然防止のための鳥獣害対策施設の機能低下を改善するため補修を行うこと。
		散水施設		固定式散水施設の補修	固定式散水施設等の破損箇所や老朽化した箇所の補修を行うこと。
		排水施設	更新等	暗渠排水施設の更新等	排水機能が低下している暗渠排水施設の更新を行うこと。
		給水施設		給水施設の更新等	給水機能が低下している給水施設及び取水口等の更新を行うこと。
		進入路施設		進入施設の更新等	進入機能が低下している進入路等の更新を行うこと。
		客土		客土等	作土不足等による遊休農地化を未然に防止するための客土等を行うこと。
		散水施設		固定式散水施設の更新等	固定式散水施設等の破損箇所や老朽化した箇所の更新を行うこと。
	防災施設	農地・ため池	更新等	農地の畦畔、ため池の法面や洪水吐等の更新等	流域治水対策（田んぼダムやため池の事前放流）に取り組むために必要な農地の畦畔、ため池の法面や洪水吐等の補強、更新及び補修を行うこと。

（注）区分には、「活動項目の追加」又は「活動内容の追加」のうち該当するものを記載する。なお、「活動内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙３）

本県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

本県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付金の上限額は、下表②の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に $5/6$ を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和６年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、下表②の交付単価の欄に定める単価（多面的機能支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に $5/6$ を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。

なお、多面的機能支払実施要綱別紙５の第３に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

②資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	4, 400円	2, 200円
	畑	2, 000円	1, 000円
	草地	400円	200円

（３） 交付金の算定の対象とする農用地

農振農用地区域内の農用地、及び多面的機能の発揮の観点から農振農用地区域内の農用地と一体的な維持が必要なその他の農用地。

（４） その他必要な事項

① 工事１件当たりの費用

平成31年度（令和元年度）から交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から原則として「工事１件当たりの費用は200万円未満」とする。

ただし、②で定める要件全てを満たす場合は、200万円以上の活動についても実施可能とする。

② 工事１件当たり200万円以上の活動を実施する場合の要件

ア 長寿命化整備計画書を策定し、市町村の認定を受けること。

イ 長寿命化整備計画書作成の対象施設について、施設管理者（土地改良区等）との協議を行っていること。

ウ 市町村長は対象組織の代表者から提出された長寿命化整備計画書に記載されている施設について、他事業で実施しない合理的理由を整理し、知事に報告すること。

エ 資源向上活動（長寿命化）の本来の活動主旨及び目的に鑑み、大型機械等を用いた特殊工法や著しく現況以上の機能を付加するものについては、活動内容として認めないものとする。なお、市町村において判断することが困難な場合は、県と協議すること。

オ 工事の実施に際し、県または推進協議会からの技術的指導を受けること。

カ 盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

5. 資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）に関する事項

（１） 組織の広域化・体制強化に対する交付単価

① 平地

面積 (ha)	国・県の支援	国と一体的に地方公共団体が交付する交付額 (5か年)	左記のうち国の助成
0～50	単県	無し	無し
	国	無し	無し
50～100	単県	2万円×5年＝10万円	無し
	国	無し	無し
100～150	単県	4万円×5年＝20万円	無し
	国	無し	無し
150～200	単県	6万円×5年＝30万円	無し

	国	無し	無し
200～1,000	単県	無し	無し
	国	8万円×5年＝40万円	4万円×5年＝20万円
1,000～	単県	無し	無し
	国	16万円×5年＝80万円	8万円×5年＝40万円

② 条件不利地

面積 (ha)	国・県 の支援	国と一体的に地方公共団体が 交付する交付額 (5か年)	左記のうち国の助成
0～25	単県	1万円×5年＝5万円	無し
	国	無し	無し
25～50	単県	2万円×5年＝10万円	無し
	国	無し	無し
50～75	単県	無し	無し
	国	4万円×5年＝20万円	2万円×5年＝10万円
75～100	単県	1万円×5年＝5万円	無し
	国	4万円×5年＝20万円	2万円×5年＝10万円
100～200	単県	2万円×5年＝10万円	無し
	国	4万円×5年＝20万円	2万円×5年＝10万円
200～1,000	単県	無し	無し
	国	8万円×5年＝40万円	4万円×5年＝20万円
1,000～	単県	無し	無し
	国	16万円×5年＝80万円	8万円×5年＝40万円

③ 協定に参加する集落が3集落以上の範囲で協定の対象とする区域

国と一体的に地方公共団体が交付する交付額 (5か年)	左記のうち国の助成
4万円×5年＝20万円	2万円×5年＝10万円

※上表①、②、③のうち、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の2(3)イにより国の助成を含むものは、令和5年度に助成を受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できるものとする。

(2) 対象組織への組織の体制強化に対する支援として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる表中の欄に定めるとおりとする。

区分	1組織当たり交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円	20万円

6. 広域協定の規模

広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は200ha以上、また農業生産の条件不利地域（3法（過疎法、山村振興法、特定農山村法）地域及び中山間地域等直接支払制度の特認地域：以下、条件不利地域）の要件を満たす場合、50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織として設立することができる。

7. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による活動の推進にあたっては、鳥取県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、鳥取県、市町村、農業者団体等から構成する鳥取県農地・水・環境保全協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 鳥取県

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）に基づく基本方針を策定する。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・鳥取県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）を実施する対象組織に対し技術的指導を行う。

② 市町村（別添：市町村一覧表参照）

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・管内の活動組織の事業計画又は広域協定を認定する。
- ・原則として毎年度、活動組織を対象とした説明会を開催し、活動実施に必要な事項を周知する。
- ・活動組織に対して、事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等に関する指導・助言を適宜行い、事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・毎年度、活動組織の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施を確認する。

③ 鳥取県農地・水・環境保全協議会

- ・事業計画又は広域協定の策定時において、活動組織に対して、適宜、指導・審査を行い、事業計画又は広域協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、活動組織が市町村に提出した申請書等の審査を行う。
- ・県及び市町村の事務支援等を行う。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・資源向上活動（施設の長寿命化を図る活動）を実施する対象組織に対し技術的指導を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から本県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を鳥取県交付要綱に従い、本県から市町村に交付するものとする。

また、地域協議会への推進交付金については、国から本県に交付を受けた額のうち、地域協議会推進事業の実施に必要な経費を鳥取県交付要綱に従い、本県から地域協議会に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

8. その他

(1) 多面的機能支払交付金に係る役割分担

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。）に基づき平成 26 年度に交付された交付金の実績確認等については、多面的機能支払の実

施に関する基本方針（平成 26 年 6 月 4 日付け中国四国農政局長同意。）に基づき実施する。

（２） 準広域活動組織

県独自の取り組みとして、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 5 及び多面的機能支払実施要領第 4 に準じて設立された規模要件が 200ha 未満（条件不利地域にあっては 50ha 未満）の活動組織を準広域活動組織とすることができる。ただし、この場合の交付単価等については、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 5 及び多面的機能支払実施要領第 4 に基づき設立された活動組織の取り扱いを適用しないものとする。

【参考添付資料】

（参考 1）関係団体の役割分担表

（参考 2）実施体制図